

第5回定例会

平成29年9月20日開会

平成29年9月20日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 平成29年第5回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成29年9月20日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 4号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 第 6 意見案第 5号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第 6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 意見案第 7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出について
- 第 9 一 般 質 問
- 第10 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第3号））
- 第11 議案第38号 小清水町住居表示に関する条例制定について
- 第12 議案第39号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第13 議案第40号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第41号 ハイランド小清水キャンプ場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第42号 平成29年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第43号 平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第44号 平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第19 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第20 議案第47号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第21 議案第48号 南25号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について
- 第22 同意第 4号 副町長の選任について
- 第23 同意第 5号 教育長の選任について
- 第24 同意第 6号 教育委員会委員の任命について
- 第25 認定第 1号 平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	細川正彦君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教 育 長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書 記	服部まどか君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成29年第5回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 高橋隆文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。

○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

第5回定例会を開催するに当たりまして、去る9月15日と本日、議会運営委員会を開催をし、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が1名1件、町長から提出されている議案が16件であります。

その内容につきましては、一般議案が8件、補正予算3件であります。その他承認1件、認定1件、同意3件、そのほか発議と意見書も予定されておりまして、したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月20日1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）はい、諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

あわせて、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）皆さん、おはようございます。

第5回定例町議会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆様の御応召を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例町議会には、専決処分した事件の承認1件、小清水町住居表示に関する条例制定など4件、平成29年度小清水町一般会計補正予算など補正予算3件、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更など3件、南25号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結1件、副町長の選任等にかかる人事案件3件、及び平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、御提案することとしておりますので、よろしく御審議の上、原案につきまして御協賛くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、町政執行に当たっての基本姿勢について申し上げ、議員各位と町民皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

私は、このたびの町長選挙におきまして、生まれ育った小清水町の町づくりのため立候補を決意し、多くの町民の皆様の御支援をいただきまして8月25日に町長に就任いたしました。

この間、多くの町民の皆様に御指導、御協力、御厚情を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

私は、未来につながるまちづくりを基本的な理念として、これからの町政執行に努めます。

地方自治体を取り巻く環境は厳しさが増すばかりではありますが、小清水町は少子高齢化・人口減少社会に対応しつつ、さらなる発展を遂げなければなりません。

このようなときこそ町職員が一丸となり、町民皆様の御意見、御指導をいただきながら多くの行政課題に挑戦してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

小清水町は来年、平成30年、開町100年を迎えます。

私は、郷土の誇りを再認識するとともに、新たな発展に向けて大きな飛躍への第一歩を踏み出す未来につながるまちづくりを進めていくため、5つの項目を基本に据え町政を推進していく所存でございます。

まず1点目でございますが、小清水町の人口は9月1日現在で5,013人となったところであり、今後においてもさらに人口減少が見込まれております。このため、住んで良かったまち・住みたいまちづくりを推進するため、移住・定住促進対策に取り組んでまいります。

2点目には、住民とともにふるさと小清水の産業と豊かな自然を守り、地球に優しい行政運営を行ってまいります。

3点目には、実践的な住民自治、いわゆる、町民の皆様にまちづくりに積極的に御参加をいただき、誠実で公平・公正な町政を行ってまいります。

4点目には、住民福祉の向上を図るため、地域の医療確保、子育て・高齢者支援を重要施策として取り組む福祉でまちづくりを推進いたします。

最後の5点目については、各種施策を実行するため、町財政の健全性を維持していきたいと考えております。

次に、町長としての主な政策について申し上げます。

まずは基幹産業の農業の振興でございます。

本町の農業は、酪農・畜産業を含め、循環型農業の推進により総じて安定的な生産活動が実施されておりますが、国が貿易自由化に向けた対外交渉を進めていることを念頭に、農畜産物の産地化・差別化の実現を図るなど、将来を見据えた施策を展開しなければなりません。また、小清水農業の発展には担い手の育成と確保は欠かせないものでありますので、小清水農協様など関係団体と連携をし取り進めてまいります。加えまして、近年の異常気象による大雨などに対応できる、災害に強い基盤整備を推進してまいります。

次に、商工観光の振興でございます。

商店街は町の顔でありますことから、空き店舗などを活用した新たな起業を促進いたします。また、本町の恵まれた農村景観を守り、近隣市町との連携により観光ルートを確立し、民間のノウハウをいただきながら、多種多様なアウトドアアクティビティの推進により、地域経済の活性化を図ります。

さらには、小さな町だからできる取り組みといたしまして、関係団体様の御理解と御協力をいただき、農業・商工業・観光業連携による地域の魅力発信とエコツーリズムの促進により、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、福祉でまちづくりを推進します。

地域医療施設の確保と充実に加え、子育てについては保育所の保育サービスの向上、高齢者支援施策については、施設サービスの充実及び在宅サービスの向上と見守り体制の構築を推進していきます。また、安心・安全なまちづくりについては、消防・救急施設の充実強化と災害に強いまちづくりを推進するとともに、少子高齢化・人口減少社会に対応していくため、地域住民同士が互いに支え合う地域のきずなを再生し、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。さらには、地域の安全な足・身近な足となる公共交通機関のあり方について検証し、交通弱者の日常生活を支える移動手段を確保してまいります。

次に、安心して暮らすための社会資本基盤の質の向上を図ります。

公共施設等総合管理計画に基づき、上下水道については計画的な更新、町営住宅については適切な維持管理による居住水準の向上、道路・橋梁については生活・産業道路の整備と老朽化している橋梁の計画的な更新を図ってまいります。移住・定住促進対策といたしましては、民間活力を活用した賃貸住宅の建設を促進するための助成制度創設について検討をしてまいります。また、防災拠点を兼ね備えた複合型コミュニティ施設、庁舎、中央公民館、保健センターなどを想定しておりますけれども、この早期建設を目指してまいります。

次に、教育の充実を図ります。

子供の視点で学校教育環境の充実を図り、ふるさと小清水への愛を育む教育と小中学校連携による継続的な小中一貫教育を推進いたします。また、本当に残念ではありますが、生徒数の減少により平成30年3月、小清水高等学校は閉校となりますことから、オホーツク東学区内の通学支援対策を実施するなど、負担軽減に努めてまいります。

最後に、行財政改革の推進でございます。

ただいま申し述べた各種施策を実行するためには、町財政の健全性の維持は欠かせないものでありますので、行政経営の観点による新しい手法を取り入れた行財政改革を推進してまいります。また、北海道大学公共政策大学院などとの連携及び職員の社会人枠の確保などにより、職員の資質・政策立案能力の向上と町組織の活性化を図っていきたくと考えております。

以上が、町政を担当させていただくに当たり、私の基本姿勢を申し上げましたが、その内容によりましては、直ちに実施できるもの、実施に向けて町民の皆様と御協議させていただくもの、実施に当たり時間をかけ検討を要するものなどさまざまではありますが、いずれも未来につながるまちづくりには欠かせない政策であると考えているところでございます。

私に与えられた任期は4年間ですが、町民の皆様を初め、町議会議員、各種の委員会委員、関係機関・団体の皆様とも十分協議を重ね、御理解と御協力をいただきながら努力いたしますので、何とぞ深い御理解と御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

3ページの右側下段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、まきつけも順調に始まり、5月下旬には高温が続いたことから農作物の生育は平年に比べ早目に推移していたところでございます。6月に入り低温、多雨、日照不足となり農作物の生育は緩慢になる状況も見受けられましたが、生育状況はおおむね順調に推移をしている状況であります。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、きたほなみが反当たり11.79俵、春よ恋

が8.31表といずれも平年並みの結果となっておりますが、7月上旬の高温などの影響により製品歩どまりは劣る見込みとなっております。

バレイショは3日早い生育で、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量は平年を下回りますが、ライマンは平年を上回る結果となっております。

てん菜も同じく4日早く、根部の肥大は順調な生育となっており、9月4日に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量、糖分とも平年を上回る結果となっております。

大豆は2日おくれの生育となっており、8月の低温、日照不足によりさや肥大がおくれているほか、タマネギは平年並みの生育、飼料作物のトウモロコシは2日早い生育となっておりますが、一昨日の台風18号の影響により飼料作物の倒伏が確認されている状況であります。

牧草の収穫は平年より10日早い作業状況となっております。

以上のような調査結果から、全体的には生育は早まっている状況となっておりますが、今後の収穫作業に当たり、農業者の皆様を初め関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と、防除対策や排水対策など適切な圃場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第4号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月19日、訓子府町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に議員全員で参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

#### ◎意見案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案4号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について御説明をさせていただきたいと思っております。

本道の森林は、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めている中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第5号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい、8番。意見書案第5号につきまして説明をいたします。

適正な地方財政計画の策定を求める意見書(案)でございます。

国の経済・財政再生計画におきまして、地方自治体における基金残高、これを地方財政計画に反映するよう求められたものでございます。

地方自治体の基金につきましては、厳しい財政事情の中、国に先駆けまして行政改革を実施し、財源の捻出をしたものであり、公共施設等の適正な管理、また維持、自然災害などの対応が求められるところでもございます。

基金は、将来の行政需要に対し、努力によって積み上げられたものであり、政府予算と地方財政の検討に当たり、以下の事項の実施を求めるものでございます。

お目通しをいただきまして、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、意見案第6号、教職員の長時間労働是正を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい、8番。意見案第6号につきまして説明をいたします。

教職員の長時間労働是正を求める意見書(案)でございます。

公立小中学校の勤務実態を調査されましたが、勤務時間の実態、これが明らかになったところでございます。

授業時間の多様化、また過熱化する部活動、学力向上策などが求められる中、業務負担が増加など多くの問題が上がっているところでございます。長時間労働が問題化しているさなか、勤務削減策が急務となっております。

次の1から3に記載してございますので、お目通しをいただきまして、御参照いただきますようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第7号につきまして説明をいたします。

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）でございます。

公立高等学校配置計画、これによりまして募集停止、また再編・統合などがなされてきたところでございます。これによりまして遠距離通学や下宿生活、これらを余儀なくされ、経済的な負担、地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化や経済また産業、文化、地域の活力をそぐ、影響を及ぼしているところでございます。

都市部への一貫集中、また地方切り捨てによりまして、地域間格差が増大、北海道全体の衰退につながっているところでもあります。全ての子供たちに等しく後期中等教育を保障しなければなりません。

以下、1から4に記載してございますので、お目通しをいただき、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

質問については、簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） はい、5番。それでは、久保新体制のもとでの第1回目の一般質問ということで、ひとつよろしく願いいたします。

さきに通告してあります国民健康保険事業の都道府県化についてという項目でございます。

来年4月から市町村国保が都道府県単位化によって、北海道国保に変わります。国と道の国保運営方針では、保険料の負担緩和に充てることを目的とする繰り入れについて、解消・削減に取り組むこととされています。

加入者の保険料負担が重くなり続けている中、公的扶助としての重要な役割を後退させることがあってはならないと考えるものですが、今後の法定外繰り入れ継続について所見を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 国民健康保険事業の都道府県化における法定外繰り入れ継続の考えについてお答えいたします。

御質問のとおり、国のガイドラインに基づく北海道の国保運営方針では、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入額は赤字等の定義の一つとなり、計画的な解消・削減を促していくこととされ、保険料負担の緩和に充てている本町の法定外繰入金も、この決算補填等を目的とする法定外の繰り入れとなるものであります。

一方で、医療費適正化のための保健事業費や乳幼児医療といった地方単独事業の医療費波及増加分に充てることを目的とする繰り入れについては、解消・削減すべき対象としないという方針になっておりますので、全ての法定外繰入金が解消・削減の対象となるものではないと理解をしております。

このことを踏まえまして、今後の法定外繰り入れ継続の考えであります。北海道国保になることによって、道内のどの市町村に移り住んでも同じ負担となるよう、保険料の平準化は確実に進められますので、それを見据えた段階的な負担の見直しは必要になってまいります。

しかしながら、所得階層の構造により生ずる中・低所得層の保険料増加に配慮しなければならないものと考えておりますので、まずは中・低所得者層に過度の負担が生じないような適正な保険料率を見定め、原則法定外繰り入れを行わない保険料算定を基本として試算し、それでもなお中・低所得者層への過度の負担が生じる場合には、国保運営方針に基づき、北海道と協議を行いながら、保険料平準化に向けた計画的な解消を前提に、激変緩和に必要な対策として対応していく考えにありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） はい。ただいま町長のほうから医療費、保健医療の関係は独自に進めるということでございます。あわせて後半で道の、国の指針、平準化に向けた見直しを進めていくということでございます。

その際、所得、小清水町の国保加入者の所得階層、低所得、中所得者のそういう状況も勘案しながら進めていきたいというふうな御答弁だったかと思いますが、今回の1961年の国民皆保険制度ができて以来の大きな改定が今回の改定だというふうに思います。

その中で、国レベルでの議論では、保険料負担軽減のための法定外繰り入れについては、今申し上げました、解消すべきものとしてされていますが、公費負担の拡充は、国の公費負担、それを前提にしてこの議論は、国の議論は進んでいるわけです。

したがって、国の公費負担の水準規模によっては、本来、国が目的とする法定外繰り入れが解消できない場合も十分あり得るというふうに思うんですね。つまりは、この国の公費負担の拡充については、国

民健康保険の高い保険料水準を構造的な財政問題だというふうに受けとめた議論が、今まで続いてきた結果だと思えます。

ちなみに、制度改革の議論の中では、健康保険は6種類ありますけれども、国民健康保険制度自体は、国保自体は低所得、高齢者が多く、非正規労働で働く人が多い。そういう状況がある中で、議論の中では協会けんぽ、いわゆる中小業者で、中小企業で働く人たちとその家族が納める保険料並みに抑えるべきだという議論が、当初から継続してきた経過があります。

そういった協会けんぽ並みの保険料負担とするためには、全国レベルでは1兆円規模の財源が必要であるとの試算が示されています。

そうした実態を踏まえて、公費拡充を理由に法定外繰り入れを、基準外繰り入れを解消するという、そういう判断は、今、町長がおっしゃられたとおり、所得階層の分析をして、必要な額を確保していくことが、今後、道と協議して求められると思えます。

ちなみに、所得階層の低所得からの階層別の小清水町の保険料の負担の実態を検討する必要があると思えます。その点で所得階層別、1世帯当たり税額の平成28年決算が出ているかと思えますが、本町の所得階層別の負担割合、これの一覧表をぜひ議会にもお示しいただいて、今後、道と小清水町が協議する場でも、十分参考になる指数だと思えますので、できるだけ早い時期にこういった階層別の一覧を提示いただきたいと思いますというふうに思えます。

国民健康保険料の重たい保険料をさらに重くしないような、そうした動きにつながっていかないようなこと、取り組みを指摘しておきたいと思えます。

あわせて国民健康保険料の保険料率の問題でお聞きしたいことがございます。

保険料率の中では、本町では小清水町国民健康保険条例第17条で、基礎賦課額の保険料率、これを条例で決めております。その60、所得割、資産割、均等割、平等割ということで、条例で決められていますが、所得割60%、資産割が10%、均等割が20%、平等割が10%。

この資産割についてですが、近年、北海道の各市町村の中では、4つの保険料を割りつける制度から資産割をなくす市町村がふえています。資産割、住宅や土地に賦課する。この問題は以前から、古くからある課題だと思えますが、土地があれば負債もあるという中では、今後、固定資産に課税する問題については、廃止すべきでないだろうかというふうに考えるところですが、今後に向けて、ぜひ協議の課題のテーブルに乗せていただきたいというふうにも思えます。再度質問します。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

国民健康保険の関係であります。私も構造的な問題があるというふうに考えてございます。高所得者層については限度額があり、上は打ち切るよと、低所得者層については軽減措置が出てきているという中では、中・低所得者層、中間層に負担、しわ寄せが行くというのが、この制度であるというふうに考えております。

ですので、今後の試算にもよりますけれども、今現在もそうではありますが、中所得者層ですか、中間層に負担が行くのであれば、そこは基準外というのやむを得ないであろうという考えでありますので、そこはまず御理解をいただきたいと思えます。

御質問であります。階層別の負担割合については、現時点においては、まだ試算はしておりません。ですので、今後、都道府県化に当たっては、その試算はしていきますので、それができ上がった時点で、町議会の皆様にも御提示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと保険料率の関係でございますが、標準保険料率、いわゆる3方式、所得割、均等割、平等割、これが一般的であります。本町については4方式、資産割も入っているということでございます。

これについては、いろいろな今後試算をしていく中で、そのあり方について、保険料率を見定めなきゃいけないというふうに考えてございますので、現時点においては、こうであるということはお示しできませんけれども、今後試算をしていく中で負担が隔たらないような形で設定をしていきたいというふうに考えてございますので、この件もある程度の数値ができ次第、町議会の皆様にも御協議をさせていただき

いというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これをもって、通告の一般質問は終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎承認第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま上程されました承認第4号、専決処分した事件の承認について、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第3号）を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、ふるさと納税推進事業において、寄附金の順調な受け入れに対し、返礼品等の歳出予算不足に対応を行うため、補正予算（第3号）において、その所要額を追加計上したものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,084万2千円を追加し、予算の総額を50億621万2千円とするものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調とあわせてごらんください。

2款総務費1項6目企画広報費11節需用費で、返礼品として消耗品費1億1,515万3千円追加、12節役務費で、返礼品送料として通信費258万2千円追加、寄附金納入に係る口座振替納付手数料3千円追加、13節委託料で、返礼品の発送業務等としてふるさと納税制度支援業務委託料1,049万6千円追加、14節使用料及び賃借料で、インターネットによる寄附金の受け付けとしてふるさと納税システム使用料260万8千円追加、合わせまして1億3,084万2千円追加計上を行うものであります。

次に、歳入予算ですが、19ページにお戻り願います。

歳出予算追加計上額全てについて寄附金を特定財源とすることとし、16款1項1目寄附金、ふるさと納税寄附金として1億3,084万2千円追加計上を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。2点ばかりお尋ねしたいんですけども、ふるさと納税に関して、8月末現在で結構ですので、寄附額が幾らで、返礼品額が幾らになっているのかお尋ねしたいのと、それから委託料のふるさと納税制度支援業務委託料ということで、この委託の内容について、どういったものなのかをお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）御質問にあります1点目のふるさと納税の現況ということで、今御質問の中で8月末というようなことがあったんですけども、直近の数字で9月の時点での資料がございますので、それに基づきまして御答弁させていただきたいと思います。少々お待ちください。

9月18日時点における寄附金総件数でございますけれども、3,468件の寄附金を受け付けてございます。寄附金額につきましては、納入済みの寄附金額総額といたしまして1億7,297万6千円、1億7,297万6千円となっております。

返礼品の主なものでございますけれども、一番出ているのがモンベルとのコラボ製品であるバウチャーのギフトセットが一番出ておまして、1億6,300万円ほどの寄附をいただいております。

そのほかにつきましてはカニ類、魚介類のカニであったり、いも、たまねぎ、ニンジンも出ておりますけれども、アスパラガスは終了しておりますけれども、そういう農産物製品が出ているところでございます。

次の2点目のふるさと支援業務の業務委託料の内容でございますけれども、業務委託料につきましては、ヤマト運輸の支援業務の活用に係る委託料として、ウェブによる寄附者の情報管理、発送業務の全てを業務に、寄附金額の5%の契約に対してシステム使用料を払うというような形の中で業務執行しておりますので、お知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）すみません。もう一度お尋ねしたいんですけども、納税額に対して返礼品の額、それが大体どれぐらいの割合になっているのかをお尋ねしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）9月18日末時点における合計額でお知らせしたいと思いますけれども、8,852万6千円となっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（八木勝正君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第4号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第4号、原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第38号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第38号、小清水町住居表示に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第38号、小清水町住居表示に関する条例制定について説明申し上げます。

議案の22ページでございます。

住居表示につきましては、字小清水の区域を平成29年から平成30年の2カ年にかけて行いますが、本年10月10日から、まず元町一丁目及び元町二丁目の区域で実施することとしております。

この住居表示の実施に当たりましては、住居表示に関する法律の規定により、住居表示の実施後に、新たに街区符号や住居番号をつけたり、または廃止及び変更の手続に関する事項、及び表示板の設置につい

て、条例で定めることとされておりますことから、本条例を制定するものでございます。

内容でございますが、第2条は、街区符号の設定、変更、廃止に関する手続でございます。

第3条は、住居番号の新たな設定、及び変更、廃止に関する手続でございますが、新たに住宅を建設される方は、住所となる住居番号をつけるために、町に届け出る必要があるものでございます。

第4条では、法第8条の規定による住居番号の表示の方法について規定しております。

以上が条例の内容でございますが、届け出に関する具体的な内容や必要な様式などにつきましては、別に規則で定めることとしております。

なお、本条例の施行は、住居表示の実施にあわせて平成29年10月10日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第39号、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第39号、住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例制定について説明申し上げます。

議案の24ページでございます。

本年10月10日をもって元町地区の住居表示を実施いたしますが、これに伴い当該地域の全ての住所が変更され、公共施設などの住所も変わりますことから、条例において所在地を規定している施設などについて、新たな住所とするものでございまして、住居表示の実施に伴う変更でありますことから、関係条例を一括して改正する条例といたしました。

内容でございますが、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

今回、改正する条例は、小清水町立学校設置条例、小清水町公民館設置及び管理に関する条例、小清水町屋外体育レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例、小清水町民の森条例、小清水町営バスの設置及び運行管理に関する条例、小清水町介護保険条例、小清水町包括支援センター設置条例、小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例、以上の8件でございまして、ごらんのとおり、それぞれ住所に関する部分を改正しております。

なお、本条例の施行は、住居表示の実施にあわせて平成29年10月10日としております。

また、平成30年に住居表示を実施する予定の南町の地域、及び元町と南町の両方にまたがる区域の規定につきましては、30年度において必要な改正を行うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第40号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第40号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長(服部隆文君) ただいま上程されました議案第40号、町税条例等の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案の27ページでございます。

今回の改正は、平成28年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち、消費税が10%に引き上げられることを前提とした改正部分について、消費税の引き上げが平成31年10月に延期されたことにより、平成28年の改正を見送っておりましたが、北海道や他の市町村の動向などを踏まえ、今回、提案したものでございます。

説明に当たりましては、別途配付しております町税条例等の一部改正の概要及び新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、主に軽自動車税における課税方式の変更に関する内容となっておりますが、これは、自動車の車体課税の方法を改め、今までの自動車取得税を廃止して、新たに環境性能割という税目を創設し、これを自動車税及び軽自動車税に上乘せするものでございまして、これに伴い、従来の軽自動車税の名称を種別割に変更するとともに、関係条項の改正を行いました。

新旧対照表の1ページでございます。

本改正のうち条例の第18条の3、第19条の改正、また、6ページからの第82条から第91条までの改正及び附則第16条については、この種別割への文言の修正及び引用条文に関する改正でございます。

対照表2ページに戻りまして、第34条の4は、町民税の改正でございます。

法人税割の税率ですが、法人税割の標準税率及び制限税率が、法改正により、消費税の導入にあわせて引き下げられることに伴い、本町では、税率を12.1%から8.4%とするものでございます。

以下は、軽自動車税に関するものでございますが、第80条は、創設された環境性能割は軽自動車の取得者を納税義務者とする改正、第81条は、軽自動車の買い主を所有者とみなす規定の新設でございます。

第81条の3から第81条の8までは、環境性能割に関して新たに規定する条項でありまして、課税標準や税率、徴収の方法や減免について規定しております。

次に11ページでございますが、附則第15条の2から第15条の6までは、環境性能割の特例について規定しておりますが、環境性能割の賦課徴収は、当分の間、これまでの自動車取得税と同様に北海道が行いまして、町は道に対して徴収取扱費を支払うこととしております。

また、環境性能割の税率は、最大で2%とすることを規定しております。

14ページでございます。

次に、本条例の第2条でございますが、平成26年の改正条例において、軽自動車税に関する規定で、種別割への名称変更、及び引用条項を改正するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行の時期を、消費税の導入と合わせて平成31年10月1日とするものでございます。

また、経過措置として、適用は施行日以後の事業年度または取得されたものとして、軽自動車税の場合は、平成32年度分からの適用となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第40号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第41号、ハイランド小清水キャンプ場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第41号、ハイランド小清水キャンプ場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書35ページでございます。

今回の改正につきましては、平成29年8月8日付の官報告示により、「阿寒国立公園」の名称が「阿寒摩周国立公園」に変更されたことに伴い、本公園内に設置しておりますハイランド小清水キャンプ場設置及び管理に関する条例及びハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部を一括して改正しようとするものであります。

別途お配りしております、新旧対照表をごらん願います。

改正の内容につきましては、改正条例第1条、ハイランド小清水キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部改正として、同条例第1条中「阿寒国立公園」を変更後の名称「阿寒摩周国立公園」に改めるものでございます。

次の改正条例第2条、ハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、同様の改正を行うものでございますので、説明を省略させていただきます。

最後に附則でございますが、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号 乃至 議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第42号ないし日程第17、議案第44号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第42号ないし議案第44号、小清水町各会計補正予算について、初めに、議案第42号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,829万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,450万2千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、開町100年フォトコンテスト業務委託料で、開町100年記念行事として、フォトコンテストを実施することとし、平成30年度における限度額を設定、ふれあいセンター管理運営事業管理料は、ふれあいセンターの管理運営業務において、経常利益の恒常的な減収を抑制し、施設の健全な管理運営等に資することなどを目的として、従来の管理業務委託料を加え、平成30年度から平成34年度までの5カ年間の期間について、限度額を設定するものでございます。

次のページになります。

第3表地方債補正は、橋梁長寿命化整備事業債及びオホーツク海岸道路整備事業債の2事業で、特定財源としている社会資本総合整備交付金の減額内示結果に基づき、過疎対策事業債へ財源振りかえによる限度額の変更を、臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調とあわせてごらんください。

初めに、2款総務費ですが、1項1目一般管理費は、13節委託料で、国民健康保険及び介護保険におけるマイナンバーとの情報連携に伴うシステム改修として社会保障・税番号システム整備業務委託料58万6千円追加、開町100年フォトコンテスト業務委託料は、債務負担行為で説明いたしましたとおり、記念行事としてフォトコンテスト実施に要する本年度予算額154万5千円追加、4目財産管理費は、13節委託料で、役場庁舎の耐震診断を実施することとし業務委託料349万5千円追加、15節工事請負費は、役場庁舎西側敷地造成工事請負費445万円追加、6目企画広報費は、開町100年記念事業として実施する日本ハムファイターズ市町村応援大使の取り組みとして、ファンフェスティバルによる応援大使抽選会出席に必要となる経費で、小学生親子2組分の経費を8節報償費において、ファイターズ応援大使協力者報償費16万8千円、9節旅費において、職員1名の出席として普通旅費4万2千円をそれぞれ追加、11節需用費、消耗品費は、ファイターズ応援大使の取り組みに対する啓発用の懸垂幕やふるさと納税推進事業に係る消耗品合わせて50万6千円追加、印刷製本費は、現在発行している町勢要覧について、町長改選等に係る修正用シールの印刷費など21万2千円追加、13節委託料は、昨年度より実施している広報等のデジタル化事業に関して、データのシステム掲載に係る保守として広報等デジタルアーカイブ保守業務委託料26万円追加、地域コンビニオープンセレモニー業務委託料は、浜小清水地区セイコーマートオープンセレモニー実施に係るテープカット用器材等を含めた委託料11万8千円追加、18節備品購入費は、ふるさと納税推進事業への対応として、順調な寄附金額の伸びに伴う納税申告書等印刷に係る事務対応として、複数枚の申告書等を宛先ごとに封詰めを行うことができる印刷機を購入することとし、備品購入費734万2千円追加、総務管理費合わせまして1,872万4千円追加計上を行うものです。

次のページになります。

2項徴税費2目賦課徴収費23節償還金利子及び割引料は、年度内執行に不足が見込まれる過誤納払戻金30万円を追加計上するものです。

次に3款民生費1項1目社会福祉総務費は、23節償還金利子及び割引料で、障がい者自立支援給付費の過年度分確定による国・道支出金返還金11万3千円追加、25節積立金は、指定寄附として福祉振興基金積立金3万円追加、3目老人福祉費19節負担金補助及び交付金は、年度内執行不足見込み3件に係る高齢者等住宅整備事業費補助金10万4千8百円追加、7目ふれあいセンター費は、13節委託料で、債務負担行為で説明いたしましたとおり、施設管理運営業務委託料は予算組み替えにより36万5千4百円減額するとともに、新たに施設管理運営事業管理料として本年度所要額67万2千円追加、15節工事請負費は、浴槽ろ過装置ろ材交換修繕工事請負費18万4千円追加、9目介護保険対策費13節委託料は、年度内における外出支援サービス業務委託料の不足見込額26万4千円追加、28節繰出金は、事業執行により法定繰り出し分として介護保険特別会計繰出金25万5千円追加、社会福祉費合わせまして89万3千8百円追加計上するものです。

次のページになります。

7款商工費1項3目観光振興費は、ツーリストセンター供用開始に必要となる事務機などの管理用備品整備として、18節備品購入費1,342万円追加するほか、自転車、カヤックなどのアウトドアアクティビティ関連の備品を観光協会において整備することとし、19節負担金補助及び交付金で、観光協会補助金22万3千円計上、商工費合わせまして1,565万円追加計上するものです。

次に、8款土木費2項2目道路新設改良維持費は、補正額はありますが、委託料及び工事請負費に係る特定財源であります社会資本整備交付金の減額と過疎対策事業債の追加による財源内訳の変更となります。

詳細につきましては、主要施策調をごらんいただきたいと存じます。

次のページになります。

9款消防費1項1目消防組合費19節負担金補助及び交付金は、住居表示変更に伴う指令台地図データ更新により斜里地区消防組合負担金6万4千8百円追加計上するものです。

次に10款教育費は、1項3目私学振興費19節負担金補助及び交付金で、補助単価改定及び対象園児数の増により私立幼稚園就園奨励費補助金6万1千2百円追加計上するものです。

次に、5項3目社会教育施設費13節委託料は、中央公民館の耐震診断を実施することとし業務委託料34万1千8百円追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、9ページにお戻りください。

13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金70万5千円追加、6目土木費国庫補助金は、国土交通省の事業調整による内示結果に基づき、社会資本整備交付金4,953万2千円減額、7目教育費国庫補助金は、幼稚園就園奨励費補助金14万2千円追加、国庫補助金合わせまして4,868万5千円減額計上するものです。

次に、16款1項1目寄附金は、民生費寄附金及びふるさと納税寄附金合わせて779万7千円追加計上するものです。

18款繰越金は、財源調整分といたしまして4,584万7千円追加計上。

次のページになります。

20款町債は、第3表地方債補正で御説明いたしましたとおり、土木債で4,580万円追加計上、臨時財政対策債で246万9千円減額計上、町債合わせまして4,333万1千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第43号、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,492万1千円を追加し、予算総額を

10億1,557万円とするものでございます。

補正予算書22ページをお開きください。

まず歳出予算になりますが、4款1項前期高齢者納付金は、前期高齢者に係る財政負担調整の平成29年度概算額確定を受けまして、納付金として不足となる4千円を追加計上し、10款1項償還金は、平成28年度療養給付費等及び保健事業費の実績による額の確定があり、国及び道、支払基金から交付を受けた各負担金等において超過交付となっている総額1,491万7千円を、返還金として追加計上するものでございます。

続きまして、予算書20ページにお戻りください。

歳入予算ですが、4款1項前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る財政負担調整の交付分について、歳出同額の4千円を追加し、返還金の財源としまして、9款繰越金1,491万7千円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第44号、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書24ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において550万2千円を追加し、予算総額を5億5,910万2千円とするものでございます。

補正予算書33ページをお開きください。

初めに歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費、一般管理費では、住居表示変更に伴う被保険者証の送付及び次期介護保険事業計画策定における独自アンケート調査返信に係る通信費不足分18万円を追加、3款1項地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費は、本年度からの新たな総合事業における多様な主体による介護予防サービスの一つとして、ただいま事業調整を進めています緩和型ミニデイサービスの実施に係る事業委託料66万円を追加、6款1項償還金は、平成28年度給付費等の確定による、国、道、支払基金それぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分及び、消費税仕入控除額返還分として、超過交付による返還金総額466万2千円を追加計上するものでございます。

30ページに戻りまして、歳入予算ですが、2款2項国庫補助金から4款1項支払基金交付金は、総合事業、緩和型ミニデイサービス事業に係る、国、道、支払基金それぞれの負担割合に基づく交付金等を追加計上するものでございます。

次のページになります。6款1項一般会計繰入金ですが、介護保険事業繰入金は、通信費の追加補正に対する事務費分繰入金18万円、地域支援事業繰入金は、総合事業、緩和型ミニデイサービス事業の町負担割合分7万5千円を合わせた25万5千円を追加、一つ飛びまして、8款1項雑入は、サービス事業者が負担する消費税仕入控除額分4万6千円を雑入として計上するほか、緩和型ミニデイサービス利用者の本人負担分として、通所型サービス利用料収入6万6千円、合わせまして11万2千円を追加し、7款1項繰越金において、財源調整分として保険給付費分353万9千円、地域支援事業費分120万8千円、合計で474万7千円の前年度繰越金を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第42号、質疑を受けます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。総務費の企画広報費の中で、ファイターズ応援大使で補正が組まれているんですけども、このことについて、どういう経過で、どこで決まってきたのか、その辺についてもう少し御説明お願いしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ファイターズ応援大使の関係でございます。

北海道日本ハムファイターズでは、北海道に根差す球団の地域貢献活動の一環として、北海道全力応援プロジェクト、ファイターズ戦士による市町村応援大使というものを2013年シーズンから10年間かけて実施することとし、選手が地域のまちづくり、町おこしに寄与する応援大使となって、市町村の観光

PR、各種プロモーション活動を応援する活動でございます。

任期につきましては、1月から12月の1年間で、ファイターズの選手2名から3名が毎年18市町村の応援大使を務め、町では応援大使となっている選手を町のポスター、それから広報紙、ホームページなどに掲載できるなど、町のPRや特産品のプロモーションに活用することが可能となります。

この応援大使にあつては、例年11月に開催されるファンフェスティバルの会場で抽せんにより2名決定されることと、2名から3名決定することとなっております。

今回、補正予算にて計上を行っている報償費に関しましては、そのファンフェスティバルに参加する小学生の親子2名分、そのほか職員の旅費などを計上するほか、懸垂幕による町民への啓発などということで予算計上してございますので、御理解をいただければと思いますが。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）この事業については、どこの段階で受けるということで決めたのか、その辺について明確にお答えいただけなかったのかなと思うんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）企画については事務方のほうで企画させていただきましたけども、最終的には、先般9月8日、開催させていただきました実行委員会のほうにおいて、100年事業への取り組みの事業の一環の中の一つとして、ファイターズ応援大使による取り組みを行いたいという御提案を立ち上げた結果、御了解いただいたということでございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）わかりました。開町100年の実行委員会の中で事業が決められたということですね。もし差し支えなければ、実行委員にどういう団体が入られているのか、後で結構ですので、資料いただければと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁はいいということね。

○3番（八木勝正君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、わかりました。

ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、質疑を受けます。

はい、7番、高橋隆文議員。

○7番(高橋隆文君) はい、7番。1点お聞きしたいんですが、3款4目で地域支援事業の中で通所型サービス事業の補正が載っておるんですが、これ特定財源でやられるということなんですが、従来やっている通所サービス事業と事業的にどのように違う形で事業的には行われるのか。また、人数的に、対象人数、何人ぐらいが想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木祐之君) お答えしたいと思います。

総合事業が開始されることによって、多様な主体による、これまでの通所事業というのは、給付に基づく通所事業は、道の認可を受けた介護保険事業者が実施することしかないんですが、総合事業を開始することによって、多様な事業体が緩和型の給付を受けない形での、地域の補助金の形の中での事業運営ができることになりました。

今、通所型のデイサービス、社会福祉協議会のほうで実施しておりますが、人数関係もありますし、一部、自力で入浴が可能な方もいらっしゃいます。そういった方々は、給付のほうじゃない、緩和型のデイサービスを利用することにもなりますので、自力で入浴できる方は、介護者の手がなく入浴も可能なので、今ふれあいセンターのほうと事業調整をして、そちらで1時間程度の運動、その後、食事、入浴というようなプログラムを組んで、事業を実施していきたいと考えているところであります。

一応おおむねスタートは、今、介護予防の対象となっている方々で、自力で入浴できるような方々がおよそ10名程度見込んでおりますので、まず10名程度からスタートをして、事業運営の中で徐々に対象をふやしていきたいと思っております。

この方たちは介護認定を受けずに、簡易チェックシートの中でケアマネジャーがアセスメントシートをつくって対応する形になりますので、そういうことで理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) よろしいですか。

はい。ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号 乃至 議案第47号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、議案第45号ないし日程第20、議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（榎藤結君）ただいま上程されました議案第45号ないし議案第47号について、一括して御説明申し上げます。

配付しております新旧対照表3枚、ごらん願います。

規約を変更する3組合につきましては、いずれも本町が加入している組合でございまして、改正内容といたしましては3組合ともに、「西胆振消防組合」が共同処理する事務の追加に伴い「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」が構成する団体の再編に伴い「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、それぞれ名称が変更されたことによる改正でございます。

附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に総務大臣の許可が必要になることから、いずれの規約も総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号ないし議案第47号、3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号並びに議案第47号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第48号、南25号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第48号、南25号橋長寿命化架替工事にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の42ページからになります。

あわせてお手元に配付しております資料の入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

本件の入札につきまして、平成29年9月13日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が6,100万円、消費税込金額6,588万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第22、同意第4号、副町長の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第4号、副町長の選任について御説明申し上げます。

副町長森田明氏は、平成29年9月27日をもって任期満了となりますので、この後任者といたしまして鈴木祐之氏を選任いたしたく存じますので、何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

鈴木祐之氏は、議案の中に記載いたしておりますように、昭和42年1月26日生まれで、現在50歳でございます。

なお、履歴書がお手元に配付いたしておりますので、少し説明を加えさせていただきます。

鈴木祐之氏は、小清水町出身で、小清水小学校、小清水中学校、道立網走南ヶ丘高等学校を卒業後、札幌大学経済学部経済学科で学ばれ、卒業後の平成元年4月から平成2年2月まで民間企業に勤められ、同年4月に小清水町役場に採用になっております。

職歴といたしましては、総務課総務係を初め各課の係員、あるいは係長として活躍するとともに、平成8年度は北海道庁の研修員として自己研さんされ、平成22年4月からは企画財政課長、平成26年4月からは保健福祉課長兼ねて地域包括支援センター施設長として活躍、現在に至っております。

鈴木氏は、本町に奉職以来、幅広く各課で実務を経験し、非常に研修意欲の旺盛な人でありまして、職員からの信頼も厚く、指導性も有しておりますことから、これからの本町の町政を担う私の相談役として最適と考えまして、ここに提案するものでございます。

何とぞ原案のとおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) お諮りいたします。

同意第4号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第4号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第23、同意第5号、教育長の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第5号、教育長の選任について御説明申し上げます。

教育長渡邊等氏は、任期途中の9月30日をもって辞職されることとなりましたので、この後任者といたしまして、加藤友幸氏を選任いたしたく存じますので、何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

加藤友幸氏は、議案の中に記載いたしておりますように、昭和35年6月15日生まれで、現在57歳でございます。

なお、履歴書をお手元に配付いたしておりますので、少し説明を加えさせていただきます。

加藤友幸氏は、小清水町出身で、小清水小学校、小清水中学校、道立小清水高等学校を卒業後、昭和54年4月に小清水町役場に採用になっております。

職歴といたしましては、財政課財政係を初め各課の係員、あるいは係長として活躍、平成18年4月からは企画財政課長、平成22年4月からは総務課長、平成26年4月からは小清水町会計管理者兼ねて出納室長として活躍、現在に至っております。

加藤氏は、教育行政の経験もあり、また教育に対しましては、深い熱意と識見を持たれ、職員からの信頼も厚く、指導性も有しておりますことから、教育長として最適任と考えまして、ここに提案するものでございます。

何とぞ原案のとおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第5号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意5号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎同意第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第24、同意第6号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第6号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現委員の鬼塚茂氏は、平成22年10月に就任されて以来7年間、本町教育行政の円滑なる運営に御尽力をいただいておりますが、任期途中の今月30日をもって辞職されることになりました。

つきましては、後任の委員に、小清水町字浜小清水130番地の8、鈴木君子氏を教育委員として任命いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

鈴木氏の経歴等につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、御紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育・学術及び文化の振興に関しましてもすぐれた識見と熱意を有している方でございまして、教育委員として適任と存じますので、任命について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第6号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第6号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第25、認定第1号、平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） ただいま上程されました認定第1号、平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） 重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君） 決算審査を行いましたので、その結果について御説明申し上げたいと存じます。

平成28年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月8日付で小清水町長宛て文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、森監査委員とともに8月8日及び9日の2日間で実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、関係帳簿、証憑などに基づいて計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認められたところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額との意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿って御説明を申し上げます。

まず、意見書4ページの一般会計でございますが、歳入総額5億4,802万6千円に対し、歳出総額では5億4,808万1千円となっており、前年度と比較して歳入で8.6%、歳出においては8.3%、それぞれ減少となり、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

歳入減少の主なものとして、5ページ上段の表のうち寄附金が増加しているものの、繰入金や町債が減少し、昨年に比べ総体で5億4,325万8千円減少しています。

歳出増加の主なものとしては、7ページ上段、歳出の構成に関する表の公債費の1億6,457万3千円の増加がありますが、普通建設事業費は9億5,163万5千円減少しており、歳入歳出ともに減少した主な要因は、公共施設の建設がなかったことによるものであります。

戻りまして、5ページ中段の表、町税については、平成28年度の歳入決算額で6億383万6千円と、27年度と比べますと1,270万3千円の増となっており、その主な要因としましては、町民税の1,018万5千円がでございます。

収入率を見ますと、町税では98.78%で、前年度と比較して0.53%高くなっております。

6ページ、税外収入の表下段、収入率については97.58%で、前年度と比べますと0.15%高くなっており、高い水準で推移しております。未収額につきましては223万7千円と前年度より15万7千円、6.6%減少しております。

ここ数年、収入率及び未収額ともに改善されており、その努力と結果は高く評価できるものと思います。

引き続き、歳入確保の努力を望むところでございます。

次に7ページ、2つ目の表、基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は33億6,366万5千円で、前年度に比べ3.0%の増となっております。

また、次の表、地方債の状況につきましては、年度末における残高は84億6,089万8千円で、前年度に比べますと5億2,040万1千円の減、8ページの債務負担の状況につきましては、年度末現在高19億5,529万2千円で、前年度と比べますと9億9,431万6千円の減となっております。

9ページの2つ目の表、主要財政指数等につきましては、財政力指数は0.200で、前年と比べ0.005ポイント上回っており、経常収支比率につきましては84.4%で、前年度と比べ6.3%上回っております。

経常収支比率は、弾力性が失われつつあるとされる80%を超えておりますので、今後は健全な財政運営に留意願います。

実質公債費比率につきましては9.2%で前年度に比べ0.7%上昇し、公債費負担比率につきましては23.2%と前年度に比べ3.4%上昇、起債制限比率につきましては7.6%と前年度に比べ0.6%上がっております。

公債費負担比率につきましては、危険ラインの20%を超え23.2%となっておりますが、実質公債費比率は指標を下回っています。実質的な影響は少ないと思われませんが、今後とも将来を見通した財政運営をされるよう留意を願います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、10ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額では10億591万2千円、前年度と比較して7%、歳出総額では9億2,068万5千円で、前年度と比較して10.9%、それぞれ減少しております。

11ページ、保険料の歳入決算額は2億9,648万円で、収入率を前年度と比べますと0.27%高くなっており、また未収額は264万1千円で、前年度と比べ7.4%減少しております。

歳出については、12ページの前年度比較を見ますと、保険給付金で7,693万4千円、共同事業拠出金で1,713万9千円などが減額となっており、全体的には1億1,262万1千円、前年度を下回っております。

会計総体として適正に執行されておりますが、財政調整基金に余裕がなく、法定外による一般会計からの繰入金で2千万円あることから、健全な会計運営を目指す御努力をお願い申し上げたいと思います。

次に、13ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額では前年度と比較して3.4%、歳出総額では前年度と比較して3.0%、それぞれ増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

14ページ、歳入の保険料の歳入決算額は5,793万6千円で、収入率は100%であります。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、15ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は4億9,365万9千円、歳出総額は4億6,377万8千円となっており、若干平年を上回る決算となっております。

サービス事業勘定では、歳入歳出ともに1,978万5千円で2.6%、前年度決算額を上回っています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートし、17年が経過したところでございますが、制度の見直しなどで、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなっています。今後とも高齢者の安心の確保に努めていただきたいと思います。

次に、19ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額では1億6,711万3千円で、前年度と比べますと18.2%、歳出総額では1億4,972万8千円で、前年度比では15.1%、それぞれ増加しております。

20ページの水道使用料につきましては、未収額については、前年度より19.38%減少し、収入率も96.51%で、前年度と比較し0.6%上回っています。

会計の健全な運営はもちろんのこと、老朽管の更新など計画的な運営管理により、引き続き安全で安定

した供給のため万全を期していただきたいと思います。

次に、21ページ、農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額では3億4,115万円で、前年度と比べますと109.6%、歳出総額では3億2,577万円で、前年度比では116.4%、歳入歳出ともに前年度決算額を大きく上回っておりますが、これは農業集落排水処理場の機能強化を目的とした設備更新費用が増加したものです。

22ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では、収入率を見ますと95.28%と前年度と比べ0.72%上回っております。未収額については8万1千円、3.3%増加しました。

今後とも簡易水道事業と連帯しながら、健全財政維持のため徴収対策を強化し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思います。

歳出については、特に申し上げることはございません。

以上、平成28年度の決算審査について意見を述べたところでございますが、昨今の厳しい財政状況下であって、全体的に事務・事業は的確に執行されていると評価するものであります。

一般会計の歳入における町税などの収入率が0.53%、特別会計では保険料などの収入率においても0.29%、それぞれ上昇し、ともに収入未済額も減少しています。

このように、5年連続して全般的に収入率が上昇したのは、債権管理条例を制定し、徴収強化委員会を中心に滞り処分や延滞金の徴収を積極的に周知したことなど、継続的な徴収強化による町民の意識が変わってきた結果のあらわれであり、これらの努力は高く評価でき、今後もより一層の徴収強化を望むところでございます。

歳出においては、公債費の増により義務的経費が増加していますが、普通建設事業費などは抑制されており、行財政改革の取り組みなどとあわせ、全般的におおむね適正に執行されております。

一般会計における財政構造を見ますと、財政力指数は前年度に比べ0.005ポイント上回り、経常収支比率が弾力性を失いつつあるとされる80%を超え、債務負担比率は危険ラインとされる20%をともに超えています。実質公債費比率は指標を下回っていることから、実質的な負担は少ないと思われま

す。地方交付税については、前年比0.6%増加しておりますが、依然として地方財政を取り巻く環境は厳しく、予断を許さない状況ですので、今後とも適正な財政運営を望むところでございます。

こうした中で、多様な行政需要や人口減少問題、地方創生などの行政課題に対処していかなければならず、難しい財政運営を要求されることと思っておりますが、引き続きさまざまな課題に対処しながら、将来にわたって自立した自治体として存続していくためにも、先例にとらわれることなく、インフラ施設を含む公共施設の更新を計画的に行うなど、これまで以上に全職員が知恵を出し合い、新たな発想と幅広い見識による、まちづくりを進めていかれますよう切望するところでございます。

今後とも事業執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政施策の遂行と財政の安定、健全化の維持に取り組み、町政の発展と住民福祉の向上に努められるよう要望し、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することといたしたいと思っております。さらに、審査の方法は議会閉会中の継続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議長から指名することにいたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に林幸雄議員、副委員長に八木勝正議員を指名いたします。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第5回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時58分)